

# 行財政改革実施計画・行動計画票

[平成 20 年 2 月 22 日 提出]

No.	63							
基本方針	3 事務事業の整理合理化等					担当課名	総務課	
重点項目	2 事務の効率化・迅速化・簡略化							
取組項目	53 決裁事項の見直し							
経過・現状 (H17.4.1現在)	・現在の事務決裁規定においては、担当係長から町長までとした決裁が多いため決裁処理に遅延が見受けられる状況となっている。							
推進 スケジュール	H17	H18	H19	H20	H21	目標年次	平成 20 年度	
	調査	検討		実施	-			
実績評価	A	B	-	-	-	達成年次	平成 - 年度	
	計画どおり	計画見直し	-	-	-			
行動概要	目標	決裁規程の見直し						
	期待される効果	・決裁規程の見直しにより、事務の効率化、迅速化、簡略化が図られ住民サービスの向上に寄与する。						
	必要性問題点	・住民サービスの向上のため、決裁規程を見直し、事務の効率化、迅速化、簡略化を図らなければならない。						
	対象	総務課						
	手段	年度	実施内容・予定時期				効果額合計( 0 千円)	
		17年度 (実績)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務決裁規程の内容調査(決裁区分等)</li> <li>・支出伝票において総務課長合議を平成18年度から廃止</li> </ul>				目標 数値	
							効果	歳入( 千円) 歳出( 千円)
	18年度 (実績)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方自治法改正により、条例改正が行われ助役が副町長と名称変更となったことに伴い、町長からの決裁権限が部分的に副町長に降りることが予想できるため、決裁規程の見直しを次年度に行うこととした。(平成18年12月条例改正、19年4月1日施行)</li> </ul>				目標 数値		
							効果	歳入( 千円) 歳出( 千円)
	19年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・副町長の決裁権限を把握し、決裁規程の改正について検討を行う。</li> </ul>				目標 数値		
						効果	歳入( 千円) 歳出( 千円)	
20年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検討結果を踏まえて、実施</li> </ul>				目標 数値			
						効果	歳入( 千円) 歳出( 千円)	
21年度					目標 数値			
						効果	歳入( 千円) 歳出( 千円)	
関係例規等	名称					改正時期		